

後見制度支援預金

2018年7月2日現在

1 商品名 (愛称)	普通預金・決済用普通預金 (後見制度支援預金)						
2 販売対象	・ 個人のお客様で、家庭裁判所より後見制度支援預金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方						
3 期間	・ 期間の定めはありません。						
4 預入	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; background-color: #e0ffe0;">(1) 預入方法</td> <td>・ 当金庫の口座開設店窓口でのみ、預入できます。 ・ 随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">(2) 預入金額</td> <td>・ 1円以上</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">(3) 預入単位</td> <td>・ 1円単位</td> </tr> </table>	(1) 預入方法	・ 当金庫の口座開設店窓口でのみ、預入できます。 ・ 随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。	(2) 預入金額	・ 1円以上	(3) 預入単位	・ 1円単位
(1) 預入方法	・ 当金庫の口座開設店窓口でのみ、預入できます。 ・ 随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。						
(2) 預入金額	・ 1円以上						
(3) 預入単位	・ 1円単位						
5 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫の口座開設店窓口でのみ、払戻できます。 ・ 随時払い戻しできますが、家庭裁判所の「指示書」の提出が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ① 出 金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます（管理口座への振替となります）。 ② 定期送金…為替自動振込等により、指定された間隔（例えば3ヵ月毎）で指定金額を定期的に後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替する必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。 						
6 利息	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; background-color: #e0ffe0;">(1) 適用利率</td> <td>・ 毎日の普通預金の店頭表示利率を適用します。ただし、決済用預金は無利息です。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">(2) 利払方法</td> <td>・ 年2回（3月、9月）口座に入金いたします。ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">(3) 計算方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付利最低残高：1,000円 ・ 付利単位：100円 ・ 1年を365日とする日割計算 </td> </tr> </table>	(1) 適用利率	・ 毎日の普通預金の店頭表示利率を適用します。ただし、決済用預金は無利息です。	(2) 利払方法	・ 年2回（3月、9月）口座に入金いたします。ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。	(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付利最低残高：1,000円 ・ 付利単位：100円 ・ 1年を365日とする日割計算
(1) 適用利率	・ 毎日の普通預金の店頭表示利率を適用します。ただし、決済用預金は無利息です。						
(2) 利払方法	・ 年2回（3月、9月）口座に入金いたします。ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。						
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付利最低残高：1,000円 ・ 付利単位：100円 ・ 1年を365日とする日割計算 						
7 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ お利息には20.315%（国税15.315% 地方税5%）の税金がかかります。 * 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に受け取るお利息には、復興特別所得税が上乘せされ、20.315%の税金がかかります。 ・ マル優のお取扱いはできません。 						
8 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座維持手数料は無料です。 ・ 定期送金に為替自動振込を利用する場合は当金庫所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。 						
9 付加できる 特約事項	・ 家庭裁判所発行の「指示書」の指示内容による取扱いのみとなります。						
10 中途解約の 取扱い	-						
11 金利情報の 入手方法	・ 店頭表示の金利ボードまたは窓口へご照会ください。						

後見制度支援預金

2018年7月2日現在

<p>12 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9:00～17:00、電話：0120-45-0690）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9:00～17:00、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、上記東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>13 その他の 重要事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の付保対象預金です（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。ただし、決済用預金は全額保護されません。 ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、インターネットバンキング契約はできません。 ・ 本預金は口座開設店のみお取扱いいたします。 ・ 「総合口座」のお取扱いはできません。 ・ キャッシュカードは発行いたしません。 ・ 通帳によるATMでの利用はできません（窓口でのお取扱いに限定します）。 ・ 現金でのお支払いはできません（管理口座への振替となります）。